人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(推進活動経費助成))計画(変更)届

労働局長 殿

(公共職業安定				(届出年月日)		年	月	ļ	B
人材確保等	変援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(推進活動経費助成))に係る計画(変更)の (ファーリーガーナー) 職業訓練法人の名称					② 職業訓練法人の認可を受けた年月日					
	(フリガナ) 代表者の役職名及び氏名					イ都道所	f県知事		<u> </u>	 月	日
1	1、衣有の牧城石及の氏名	 									_
	所 在 地	電話:				ロ 構成事	業主数				
		Eメール:				ハ建設事	業主数				
申請	(フリガナ) 代理人又は提出代行者 ・事務代理者の名称			ニニー・中小建設	よ事業主数						
者	(フリガナ) 氏名			雇用保険加入							
	=== to 116	₹				建設事	下業主数 				_
	所 在 地	電話: Eメール:									
	申請書作成担当者	イ 職名	イ 職名 ロ 氏名								
	ハ E-mail										
3	本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や 有(名称:)・無 助成金の有無										
	職業訓練の ④ ための活動	⑤ 職業訓練の推進のための活動の名称			⑥実	施時期	期 ⑦所要費用見込額				
										円	
実											
施											
計											
画											_
				計						円	
(注)こ	の計画届を提出するときは、			1	7.45 of 17						
	認定年月日 	年	月 日 部長	ĒÚ	烈定番号 課長	補佐 係					
労働局 処理欄	//2/		ХЧН			1113 [-]-		係長 担			
八二十二十期											

人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(推進活動経費助成))計画(変更)届について

1 提出上の注意

- (1) この様式を計画の認定のために使用する場合は、標題中「(変更)」を抹消してください。また、変更申請の場合は、 標題中「(変更)」を〇で囲んでください。
- (2) この人材確保等支援助成金(若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(推進活動経費助成))計画届(以下「計画届」といいます。)は、建設工事における作業に係る広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人が、所在地を管轄する都道府県労働局(以下「管轄労働局」といいます。)長へ職業訓練の推進のための活動に係る計画の届出を行って職業訓練の推進のための活動をする場合に、管轄労働局又はハローワークに提出するものです。
- (3) この計画届は、原則として、職業訓練法人が職業訓練の推進のための活動を実施しようとする日の属する事業年度の5月末日までに、管轄労働局又はハローワークに提出してください。
- (4) この計画届には、職業訓練法人の定款又は規約及び構成員内訳表(建魅別様式第1号)並びに職業訓練計画書(建魅様式第3号別紙1)及び職業訓練推進活動計画内訳書(建魅様式第3号別紙2)を添付してください。

2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入してください。また、届出者が代理人の場合、「届出者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入した上で、届出者の氏名等の記載をして、委任状(任意様式)(原本)を添付してください。また、届出者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る職業訓練法人の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入してください。
- (2) ③「本事業の実施や対象労働者に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。

3 届出を行った計画の変更

届出を行った計画について、次のような変更を行うときは、計画の変更を申請しなければなりません。変更の際は、この様式を計画変更届として使用します。詳細な手続き、記入方法については、あらかじめ労働局にお問い合わせ下さい。原則として、事業の実施する14日前までに変更の届出を行ってください。なお、計画変更届がなされず認定された計画との違いがある場合、支給決定されないことがあります。

- (1) ⑤「職業訓練の推進のための活動の名称」欄の個々の活動の名称を変更するとき
- (2) ⑦「所要費用見込額」の総額が届出を行った事業に係る所用費用見込額の総額を超えるとき

4 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存してください。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせください。